

笹間地区コミュニティ会議規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は笹間地区コミュニティ会議（以下「本会」という。）と称し、事務所を笹間振興センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域住民間の相互信頼を育て、健康で明るい豊かな地域づくりを目途に、住民参加のもと実施計画をたて、その円滑な推進を図るとともに、花巻市から受託した笹間振興センター、笹間地区社会体育館及び西南地区社会体育館の管理運営を行い、地域づくり活動の支援等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、下記の諸事業を行う。

- (1) コミュニティ整備計画の立案、策定及びその実施推進に関すること。
- (2) 地区の環境整備並びに発展に関すること。
- (3) 地域住民の生活を向上させる諸事業に関すること。
- (4) 笹間振興センター、笹間地区社会体育館及び西南地区社会体育館の管理運営に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成員)

第4条 本会は、笹間地区内に居住（所在）するものを構成員とする。

(役員及び顧問)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専門部会長 5名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 監 事 2名
- (6) 事務局長 1名

2 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員及び顧問の選出等)

第6条 役員（前条第1項第3号を除く）は、別表第1に定める者及び各行政区から推薦された者10名以内をもって充て、総会においてそれぞれ選出する。

2 顧問は、会長が役員会に諮って、委嘱するものとする。

(役員及び顧問の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、情報等の収集を行い、円滑な会務の運営に努める。
- (4) 監事は、会計処理を監査する。
- (5) 事務局長は、本会の会計、庶務を担当する。

2 顧問は、本会に対し、提言、助言を行うものとする。

(役員及び顧問の任期)

第8条 役員及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了や第6条第1項に該当しなくなった後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

(事務局員)

第9条 本会の事務局業務を行うため事務局員を置くことができる。

2 事務局員は、会長が役員会に諮って任命する。

(代議員)

第10条 本会に、第11条第2項に定める重要事項及び本会運営に関する事項を審議するため代議員を置く。

2 代議員は、各行政区から選出された者31人をもって構成するものとし、それぞれの定数は別表第2のとおりとする。

3 代議員の任期及び欠員に伴い選任された代議員の任期は、第8条第2項及び同条第3項を準用する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、代議員会、役員会及び三役部長会議とし会長が招集する。

2 総会は、年1回とし、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 役員の選出

(4) 規約の制定及び改廃

(5) その他本会に関する重要な事項

3 代議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 役員会は、会長が必要と認めたときに開催し、総会提出議案、事業運営方法等を審議する。

5 三役部長会議は、会長が必要と認めたときに開催し、役員会提出事案等を審議する。

6 会長が必要と認めたとき、又は役員会の要求があったときは、臨時に総会を開催することができる。

7 総会及び代議員会の議長は、代議員の中から選出する。

8 総会及び代議員会は代議員の半数以上の出席で成立し、議事は出席代議員の過半数で決する。

(専門部会)

第12条 本会の運営を円滑に行うため次の専門部会を置く。

(1) 総務企画部会

(2) 産業振興部会

(3) 保健福祉部会

(4) 教育振興部会

(5) 生活環境部会

2 専門部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(会計)

- 第13条 本会の経費は、花巻市地域づくり交付金（以下「交付金」という。）、指定管理業務委託料（以下「委託料」という。）及びその他をもって充てる。
- 2 本会の事業の円滑な運営及び経理の適正を図るため、交付金による事業は交付金事業会計、委託料による事業は指定管理事業会計とする。
- 3 前項に定める各会計の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 新たな会計年度が始まって又は会計年度中において当該年度の予算（補正予算）が議決されていない場合は、議決されるまでの間、会長は、第11条の規定に関わらず、次の事項について三役部長会議に諮り、執行できるものとする。
- (1) 議決されるまでの間の事務処理等に必要な経費の交付金及び委託料の前払い申請。
- (2) 議決されるまでの間の事務処理等に必要な経費の支出。
- (3) 議決されるまでの間に必要なその他の事務等。

(補則)

- 第14条 本会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年5月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年度及び平成20年度の役員及び顧問の任期については、第7条第3項の規定にかかわらず施行の日から平成21年3月31日までとする。
- 3 平成19年度の会計年度は、第9条第2項の規定にかかわらず、本会設立の日から翌年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年7月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正まえになされた処分、手続きその他行為は、この規約の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成19年度及び平成20年度の代議員の任期については、第8条第3項の規定にかかわらず施行の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成22年6月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年度の役員の任期については、第8条第1項の規定にかかわらず施行の日から平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 23 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 26 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 29 年 4 月 25 日から施行し、平成 29 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 30 年 4 月 27 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 31 年 4 月 25 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 7 年 4 月 23 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (第 6 条関係)

No	職 名	
1	轟 木行政区長	
2	北笹間行政区長	
3	中笹間行政区長	
4	南笹間行政区長	
5	栃 内行政区長	
6	横志田行政区長	
7	尻平川行政区長	
8	J A いわて花巻笹間太田支店長	
9	笹間地区体育協会会長	
10	花巻市社会福祉協議会笹間支部長	
11	笹間地区民生委員児童委員協議会代表	
12	笹間地区公衆衛生組合協議会長	
13	交通安全協会笹間分会副分会長	
14	防犯協会笹間支部代表	
15	消防第 7 分団長	
16	笹間婦人会会長	
17	笹間地区自治公民館連絡協議会会長	
18	笹間地区老人クラブ連合会会長	
19	笹間地区食生活改善推進員協議会会長	
20	西南地区教育振興協議会笹間代表	
21	笹間地区各種団体連絡協議会副会長	
22	笹間青年会会長	
23	笹間地区環境を守る会代表	
24	笹間保育園保護者会代表	
25	笹間第一小学校 P T A 代表	
26	西南中学校 P T A 代表	
27	J A 花巻青年部笹間支部支部長	
28	J A 花巻女性部笹間支部支部長	

[illegible]

No	職 名	
1	行政区から推薦された者	
2	行政区から推薦された者	
3	行政区から推薦された者	
4	行政区から推薦された者	
5	行政区から推薦された者	
6	行政区から推薦された者	
7	行政区から推薦された者	
8	行政区から推薦された者	
9	行政区から推薦された者	
10	行政区から推薦された者	

別表第 2（第 10 条関係）

No	行 政 区	代 議 員 数
1	轟 木行政区	8 名
2	北笹間行政区	7 名
3	中笹間行政区	4 名
4	南笹間行政区	3 名
5	栃 内行政区	5 名
6	横志田行政区	3 名
7	尻平川行政区	1 名